

第10次印西市交通安全計画の検証等（案）

目標・施策	検証・取組状況
<p>第1章 道路交通の安全</p> <p>第1節 道路交通安全の目標等</p> <p><略></p> <p>2 交通安全計画による目標</p> <p>交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、安全で安心して暮らせる印西市とすることが究極の目標です。</p> <p>警察署をはじめ交通安全関係団体等と連携・協力して、この計画に掲げた諸施策を総合的かつ効果的に推進していきます。</p> <p>3 計画の重点事項</p> <p>本市の過去5年における交通事故死者数は16名で、そのうち65歳以上の高齢者が6名で最も多く、高齢者人口の増加とともに高齢者の運転に起因した交通事故の発生の増加が見込まれます。</p> <p>また、過去5年における本市の自転車乗車中の交通事故は、交通事故全体の約2割を占めており、ほとんどが、車対自転車によるものです。</p> <p>近年では、自転車運転者が歩行者等と衝突し加害者となる交通事故も発生し社会問題化しております。</p> <p>なお、過去5年における本市の交通事故件数では、40歳代が最も多い件数となりました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間であった平成28年から令和2年までの5年間において、負傷者数は合計1,337人、死者数は16人であった。 また、年別では、平成30年に負傷者数293人、死者数6人と増加したが、翌年以降から減少し、令和2年度は負傷者数が226人、死者数が1人と最も少ない結果となった。 関係機関・団体等が連携し、交通安全教室の開催や年間を通じた啓発活動、道路や交通安全施設の整備等を実施してきたことにより、市内の交通事故負傷者数、死亡者数は交通事故件数とともに、減少傾向となってきている。 ・本計画期間であった平成28年から令和2年までの5年間における交通事故死者数は16名で、そのうち65歳以上の高齢者が12名で依然として最も多い結果となった。 また、自転車乗車中の交通事故は200件で、依然として交通事故全体の約2割を占めている。 なお、交通事故件数の最も多かった40歳代は、193件と前計画時の267人から減少した。

た。

計画の策定にあたっては、これら本市の状況や社会情勢等を踏まえ、「高齢者の交通安全対策の強化」、「自転車の安全利用対策の強化」、「成人（40歳代）の交通安全対策の強化」の3項目に重点を置いた計画としています。

◆重点項目1：高齢者の交通安全対策の強化

(1) 交通事故に遭わないための取組

<略>

(2) 交通事故を起こさせないための取組

<略>

◆重点項目2：自転車の安全利用対策の強化

(1) 自転車に係る交通事故防止対策の必要性

<略>

(2) 自転車保険の普及及び加入の促進

<略>

◆重点項目3：成人（40歳代）の交通安全対策の強化

<略>

第2章 道路交通安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向

<略>

【第1の視点】 高齢者・子ども・成人（40歳代）の安全確保

<略>

・高齢者を対象としたシニアナイトスクールや交通安全教室（計49回。947人参加。※令和2年度は未実施。）において、反射材の啓発を図った。

また、加齢に伴う身体能力の低下等により運転に不安になってきた方に運転免許証の自主返納について、高齢者クラブを対象とした交通安全教室、ホームページ、チラシ配付で周知した。

・自転車安全の日や自転車の安全利用、反射材の普及に関する啓発活動（計25回。※令和2年度は未実施。）や交通安全教室（計221回。29,804人参加。※令和2年度は未実施。）を実施した。

また、保険会社と協定を締結し、自転車保険等の説明会の開催やチラシの作成、駅頭において啓発活動を実施した。

・シートベルト及びチャイルドシートの着用や飲酒運転の根絶に関する啓発活動（計45回。※令和2年度は未実施。）を実施した。

・シートベルト及びチャイルドシートの着用や反射材の普及、飲酒運転の根絶に関する啓発活動（計42回。※令和2年度は未実施。）や交通安全教室（計270

<p>【第2の視点】 歩行者・自転車の安全確保 <略></p> <p>【第3の視点】 生活道路・幹線道路における安全確保 <略></p> <p>【第4の視点】 地域でつくる交通安全の推進 <略></p> <p>第2節 道路交通安全の施策</p> <p>【第1の柱】 市民一人一人の交通安全意識の高揚 <略></p> <p>1 交通安全に関する普及啓発活動の推進</p>	<p>回。30,719人参加。※令和2年度は未実施。)を実施した。</p> <p>また、「印西市通学路交通安全プログラム」に基づき、危険箇所の合同点検や計画的な安全対策を実施した。主要地方道千葉竜ヶ崎線の一部で歩道部分のカラー塗装等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 (サン)・ライト運動及びゼブラ・ストップ、反射材の普及について、高齢者を対象としたシニアナイトスクールや交通安全教室(計49回。947人参加。※令和2年度は未実施。)を実施した。 <p>また、歩行や自転車について、保育園、幼稚園、小・中学校を対象に交通安全教室(計221回。29,804人参加。※令和2年度は未実施。)を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西牧の原駅地区において、グリーンネットワークと呼ばれる車道と分離された、自転車と歩行者の通行空間が整備された。 <p>また、生活道路における交通の安全を確保するため、高花地区において、ゾーン30を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等において、救命講習を実施するとともに、「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に広報した。 <p>また、各消防署において救急救命士を配置するとともに救急、救急訓練、救助資機材を整備・充実化し、救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通安全運動
--	--

(1) 交通安全運動の推進

① 期間を定めて行う運動

春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通安全運動を中心に、交通事故の実態に即した運動を実施します。

② 日を定めて行う運動

千葉県が、交通安全意識を高める日として定めている毎月10日の「交通安全の日～アクション10～」、自転車の安全利用促進を図る日として定めている毎月15日の「自転車安全の日」を推進し、市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることを目的に、広報・啓発活動を実施します。

③ 年間を通じて行う運動

子どもと高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、夜間・交差点における交通事故防止、悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放及び違法駐車等の追放等を中心に幅広い運動を展開します。

(2) 交通安全に関する広報の推進

交通安全運動等を効果的に展開し、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等が緊密な連携の下に、街頭や駅頭における啓発キャンペーン等を実施し、広報に努めるとともに、交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるため、印西市ホームページや広報いんざい等を活用して広く市民へ浸透する広報を行います。

(3) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

① 広報活動の推進

自動車乗車中の死亡事故においてシートベルトの非着用率が高いことを踏まえ、全ての座席でのシートベルト着用、子どもを同乗させる場合におけるチャイルドシートの使用の推進を図るとともに、広報媒体を活用し着用等の徹底を浸透させます。

② 普及啓発活動の推進

シートベルトの正しい着用の理解と徹底を図るため、「シートベルト及びチャイルドシ

において、街頭や駅頭における啓発活動（計40回。※令和2年度は未実施。）を実施するとともに、広報紙の掲載、チラシの回覧、配布を実施した。

また、交通安全の日（アクション10）や自転車安全の日において、街頭や駅頭における啓発活動（計27回。※令和2年度は未実施。）を実施した。

自転車の安全利用やシートベルト及びチャイルドシートの着用強化月間、年末に飲酒運転の根絶を街頭や駅頭における啓発活動（計47回。※令和2年度は未実施。）を実施するとともに、広報いんざいへの掲載やチラシの回覧を依頼した。

- 交通安全運動や強化月間、日を定めて行う運動の機会を通じ、街頭や駅頭における啓発活動（計107回。※令和2年度は未実施）を実施するとともに、広報いんざいへの掲載や町内会での回覧を依頼した。

- シートベルト及びチャイルドシートの着用強化月間に街頭等で啓発活動（計33回。※令和2年度は未実施）を実施した。

「一ト着用推進月間」を設け、関係機関・団体等と連携し、街頭での着用啓発と指導を実施します。

(4) 交通安全に関する団体との連携

① 印西交通安全協会

交通安全協会は、地域における交通安全の中核として各種の交通安全運動をはじめ、交通安全教育や広報・啓発等の様々な活動を展開するなど、重要な使命と役割を担っています。

このため、印西交通安全協会と連携・協力し、各種の交通安全活動が、より一層自主的かつ積極的に行われるように促進します。

② 印西地区安全運転管理者協議会

安全運転管理者協議会は、事業所における交通安全を確保するため、重要な役割を担っています。そこで、この制度の適正かつ効果的な運用を図り、職域における安全運転管理を徹底します。

(5) その他の普及活動の推進

① 3（サン）・ライト運動及びゼブラ・ストップ活動の推進

歩行者の道路横断中の事故や横断歩道横断中の交通死亡事故が後を絶たないことから、3（サン）・ライト運動※及びゼブラ・ストップ活動※の内容の周知とその推進を図り、歩行者の交通事故抑止に努めます。

<略>

2 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子どもから高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物ですが、自転車の歩道での暴走や携帯電話等を使用しながら走行するなど、ルールやマナーを守らない危険な走行が問題となっています。また、自転車が加害者となる事故も発生するなど、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

そこで、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、交通安全運動等あらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、自転車の交通ルール遵守と正しい交通マ

・印西交通安全協会、印西地区安全運転管理者協議会と連携・協力し、交通安全運動時において、啓発活動等を実施した。

・3（サン）・ライト運動及びゼブラ・ストップについて、高齢者を対象としたシニアナイトスクールや交通安全教室（計49回。947人参加。※令和2年度は未実施。）を実施した。

・自転車の安全利用について、小学校及び中学校での交通安全教室（計115回。18,846人参加。※令和2年度は未実施。）において、自転車の乗り方や自転車安全利用五則を周知するとともに、街頭や駅頭における啓発活動を実施するとともに、広報いんざいへの掲載や町内会での回覧を依頼した。自転車駐車場内でのマナーを広報した。

ナーの実践を図ります。

また、自転車駐車場や自転車販売店などの自転車利用者が目にする機会の多い場所にポスター等を掲示するなど、より多くの自転車利用者に届くよう広報を実施し、自転車利用者に自転車のルールとマナーの徹底を図ります。

(2) 自転車の点検整備の促進

交通安全に関する広報や教育活動を通じ、日常点検実施の習慣化及び自転車安全整備店における定期的に点検・整備を受けるよう呼び掛け、自転車点検整備意識の徹底を図ります。

(3) 自転車保険への加入促進

近年では自転車の関係する交通事故の民事裁判において、高額な損害賠償命令がされている事例がでています。交通安全に関する広報や教育活動を通じ各種自転車保険への加入促進を図ります。

(4) 反射材の普及啓発

薄暮時及び夜間における自転車の交通事故防止を図るため、明るい色の服装の着用や反射器材（後部、側面等）の効果と必要性について周知させ、自発的な普及活用の促進に努めるとともに、灯火の取り付け並びに点灯を指導し、自転車の視認性の向上を図ります。

(5) ヘルメット着用の普及推進

自転車乗車中又は同乗中の交通事故は頭部に重大な損傷を受けるおそれがあるため、頭部への衝撃を減らすことができるヘルメットの着用は有効です。

市では、市内の小・中学校へ自転車通学をする児童・生徒にヘルメットを配布しております。

また、「印西市自転車の安全・安心利用に関する条例」を一部改正し、平成28年4月から自転車を運転する全ての者にヘルメットの着用を努力義務としました。今後、街頭啓発や交通安全教室等でヘルメットの正しい着用と効果について広報し、推進を図ります。

(6) 道路における自転車通行空間の整備

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等に合わせた整備を推進します。

- ・自転車の点検整備について、小学校及び中学校での交通安全教室（計115回。18,846人参加。※令和2年度は未実施。）において、周知するとともに、街頭や駅頭における啓発活動の実施、広報いんざいへの掲載や町内会での回覧を依頼した。
- ・保険会社と協定を締結し、自転車保険等の説明会の開催やチラシの作成、駅頭において啓発活動を実施した。
- ・反射材について、高齢者を対象としたシニアナイトスクールや交通安全教室（計49回。947人参加。※令和2年度は未実施。）で周知・配付した。

- ・自転車通学をする児童・生徒にヘルメットを配布するとともに、交通安全教室において、頭部への衝撃を減らすことができるヘルメットの着用の意義を周知した。

また、自転車保険等の説明会の開催やチラシの回覧、街頭や駅頭における啓発活動を実施した。

- ・印西牧の原駅地区において、グリーンネットワークと呼ばれる車道と分離された、自転車と歩行者の通行空間が整備され、イオン千葉ニュータウン店南側の道路

に（市道27-007号線）には、自転車の車道走行を促すため自転車走行指導帯を設置した。

- 交通安全教室（計221回。29,804人参加。※令和2年度は未実施。）において、園児には、道路の歩き方や信号機の説明。小学生には、歩行・横断練習及び自転車点検の仕方と自転車の乗り方。中学生には、主に自転車の乗り方及び自転車安全利用五則を説明した。
- また、交通安全に関するチラシを作成し、町内会等を通じ、回覧した。
- 企業に出向き、職員対象の交通安全教室を実施した。
- 指導者に対する交通安全教育指導技術の向上を図るため、県主催の幼児交通安全教育セミナーへの参加を促進するとともに、国主催の交通安全指導者養成講座に担当職員が参加した。
- 市交通指導員を対象に小・中学校向け交通安全教室研修会を実施した。

3 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

（1）幼児・児童・生徒に対する交通安全教育

これからの厳しい交通社会に適応できる人間を育てるためには、幼児期から適切で効果的な指導・教育を行うことが必要です。幼稚園・保育園・小学校及び中学校において、年次計画により参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。

また、交通安全意識を醸成するためには、家庭教育が重要であることから、家庭内での話し合いや声掛けがもたれるよう、関係機関・団体と連携・協力し、積極的な資料提供、広報活動等を行います。

（2）成人に対する交通安全教育

地域・職場において、安全運転を具体的に学べる参加・実践型の交通安全教室等を積極的に開催し、運転者の交通安全知識と安全意識の高揚を図るとともに関係機関・団体等と連携して歩行者・自転車利用者の保護、シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用の徹底、著しい速度超過・飲酒運転等事故に直結する悪質な運転や違法駐車等の防止等に努めます。

また、危険な自転車走行が社会問題化していることを踏まえ、交通安全教室等で自転車の安全利用について周知徹底を図ります。

（3）効果的な交通安全教育の推進

① 交通安全教育指導者の育成等

子どもに対する教育は、子どもの特性を理解し、無理なく進められる指導者の存在なしには効果的に実施できないことから、このような指導者を多数育成するため、市交通指導員及び担当職員の各種指導者育成講習会等への積極的な参加を促進し、指導技術の向上を図ります。

② 研修会・講習会の開催

交通安全指導者の養成と指導力向上を目的に、関係機関・団体の協力を得て、市交通指導員及び教職員を対象に研修会や講習会を開催し、積極的に事故防止に努めます。

【第2の柱】 安全運転の確保

<略>

1 参加・体験・実践型教育の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教室

① 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

高齢運転者の関係する交通事故が増加していることから、高齢者クラブ及び関係機関、市内の自動車教習所等と連携して、シルバードライビングスクール等安全運転講習会など参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

② 高齢者交通安全教室等の開催

高齢者クラブ、関係機関・団体と連携を図り、出前方式により、VTR等の各資機材を有効に活用した交通安全教室を開催して交通安全に対する交通安全意識の高揚を図ります。

2 運転免許自主返納等に関する高齢者への周知

運転に自信がなくなったなどの理由により運転免許の必要なくなった高齢者に対する代替交通手段の確保等を検討し、運転免許の自主返納制について周知を図り、高齢運転者による交通事故抑止に努めます。

【第3の柱】 道路交通環境の整備

<略>

1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) バリアフリー化など歩行空間等の整備

① 歩道及び自転車利用環境の整備

歩行者及び自転車利用者の安全で円滑な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等については、歩道等の整備を推進します。

② 人にやさしい信号機等の整備

高齢者、障がいのある人等の通行の安全を確保するため、道路利用者の特性に応じたバリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号機、道路標識の高輝度化等の整備を推進します。

・自動車教習所において、高齢者クラブを対象としたシニアナイトスクールを実施するとともに、高齢者クラブを対象とした出前方式による交通安全教室(計49回。947人参加。※令和2年度は未実施。)を実施した。

・加齢に伴う身体能力の低下等により運転に不安になってきた方に運転免許証の自主返納について、高齢者クラブを対象とした交通安全教室、ホームページ、チラシ配付で周知した。

・印西牧の原駅地区において、グリーンネットワークと呼ばれる車道と分離された、自転車と歩行者の通行空間が整備された。

また、「印西市通学路交通安全プログラム」に基づき、危険箇所合同点検や計画的な安全対策を実施した。主要地方道千葉竜ヶ崎線の一部で歩道部分のカラー塗装等を実施した。

③ 通学路の整備

児童等の通学路の安全を確保するため、「印西市通学路交通安全プログラム」に基づき、安全対策を実施します。

2 幹線道路における交通安全対策の推進

(1) 適切に機能分担された道路網の整備

基本的な交通の安全を確保するため、幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう体系的な道路整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図り、道路整備を推進します。

① 都市軸の整備

木下・大森地域と千葉ニュータウン中央地域を結ぶ主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通り（都市計画道路3・4・41号）の整備を促進するとともに、小林駅周辺と印西牧の原駅周辺を結ぶ幹線道路の整備を推進します。

② 生活道路の整備

安全で快適な生活道路を確保するため、人優先の交通安全対策を推進し、市道における歩道の整備及び改良事業を計画的に推進します。

(2) 道路改築による道路交通環境の整備

市道の新設・改良にあたっては、交通環境に応じた交通安全施設についても整備を推進します。

また、国道及び県道の新設・改良にあたっては、道路管理者に対し、交通環境に応じた交通安全施設の整備を促進します。

3 交通安全施設等の整備推進

(1) 歩行者等の安全通行の確保

① 信号機の設置及び改良の推進

市民等から信号機の設置要望が寄せられている箇所や事故の多い箇所、事故のおそれのある危険な交差点を重点に、交通の円滑化も十分配慮して信号機の設置を関係機関に要望します。

② 交差点・カーブ対策の推進

・主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通り（都市計画道路3・4・41号）は、用地買収を進めており、用地買収済みのところから工事を実施している。

また、生活道路における交通の安全を確保するため、高花地区において、ゾーン30を整備した。

・市道及び県道の新設・改良にあたっては、交通環境に応じた交通安全施設を整備した。

・自治会等から要望のあった信号機の設置について、設置・管理者に対し、要望した。平成28年度2箇所、平成29年度1箇所、平成30年度1箇所、令和元年度1箇所、信号機が設置された。

・信号機の設置されていない交差点について、交差点の

交通事故の発生状況を道路の状況及び線形別に見ると、交差点・カーブにおいて多く発生していることから、信号機の設置されていない交差点について、交差点の存在、優先関係を明確にするため、ドット線・交差点クロスマーク等の道路標示の整備・改善を行います。

また、カーブの線形を明確に示すため、視線誘導標識、警戒標識等の設置を推進します。

③ 夜間事故防止対策の推進

幹線道路の交差点、横断歩道及び危険箇所に対して、道路照明灯や視認性に優れた高輝度道路標識、標示など、夜間の事故防止に効果的な交通安全施設の整備を推進します。

④ 大規模開発事業等への先行対策の推進

大規模開発事業の施行や大規模小売店舗の立地等に際し、交通事故防止のため計画・設計の段階から計画交通量に応じた信号機・道路照明・歩車分離の緑地帯等の交通安全施設整備の指導・協議を推進します。

4 効果的な交通規制の推進

(1) 地域の特性に着目した交通安全対策

主として通過交通の用に供される道路については、駐停車禁止、指定方向外進行禁止等の円滑化に重点を置いた交通規制を関係機関に要望します。

さらに、歩行者及び自転車利用者の用に供される道路については、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための施設整備を推進します。

5 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車利用環境の整備

自転車利用者及び歩行者等の安全を確保するため、自転車と歩行者の分離を図るための道路環境の整備を推進します。

(2) 駐輪秩序の確立

放置自転車等により交通が阻害される状況を防止し、良好な交通環境を維持するため、自転車駐車場の利用及び放置禁止区域の広報啓発活動に努めるとともに、「印西市自転車

存在、優先関係を明示するための道路標示等を整備するとともに、カーブの線形を明確に示すため、視線誘導標識等を設置した。

- ・幹線道路の交差点、横断歩道及び危険箇所に対しては、道路照明灯等を整備した。

- ・大規模開発事業や大規模小売店舗の立地等に際し、交通事故防止のための指導・協議を実施した。

- ・市民等から指摘のあった駐停車禁止違反等について、取り締まりを要望した。

- ・印西牧の原駅地区において、グリーンネットワークと呼ばれる車道と分離された、自転車と歩行者の通行空間が整備された。

- ・印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例に基づき、駅周辺での巡視及び放置自転車等の撤去を実施した。

等の放置防止及び自転車等駐車場の附置義務に関する条例」により、放置自転車等の撤去を行い交通環境の維持に努めます。

6 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた安全の確保

災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保するよう努めます。

また、冬季の凍結による事故発生に備えた凍結防止剤やスリップ止用砂等の資機材の整備充実を図ります。

(2) 災害に強い交通安全施設等の整備

災害が発生した場合においても道路における混乱を最小限に抑えられるよう、関係機関と協力し、災害に対応できる交通施設等の整備を推進します。

(3) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、緊急交通路を確保し、交通の混乱を最小限に抑えるため、被害地への車両の流入の抑制をするとともに、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等による交通規制を実施します。さらに、道路や橋梁の損傷等で交通が遮断された場合は、関係機関との協力のもと、広報等で交通規制等に関する情報の提供を行います。

7 総合的な駐車対策の推進

(1) 秩序ある駐車場の推進

生活道路等における無秩序な路上駐車を抑制し、安全で円滑な道路交通と都市機能を確保するため、必要な駐車禁止規制及び違法駐車への注意喚起を促すための取締りを行うよう警察に要請します。

また、違法駐車への排除及び自動車保管場所の確保等に関し、関係機関・団体・地域住民等と密接な連携を図りながら、まちぐるみで違法駐車追放気運の醸成を図ります。

(2) 駐車場等の整備促進

印西市開発事業指導要綱の手続きにおいて、駐車場等の整備を当該要綱の基準に基づき

なお、放置自転車について、平成28年度、179台撤去していたが、年々減少傾向にあり、令和元年度は89台と大幅に減少した。

- ・冬季の凍結による事故発生に備えた凍結防止剤やスリップ止用砂等の資機材を整備した。
- また、豪雨時において、道路管理者と連携し道路交通情報の提供を実施した。

- ・必要な駐車禁止規制及び違法駐車への注意喚起を促すための取り締まりを要望するとともに、注意喚起看板等を設置した。

- ・印西市開発行為等指導要綱に基づき指導した。

申請者に指導します。

8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 道路の使用及び占用の適正化等

① 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のため道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理について指導します。

② 不法占有物件等の排除等

道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態調査、強力な指導・対応を行い、特に、市街地について重点的にその是正を実施します。

不法占有物件等の防止を図るための啓発活動を沿線住民等に対して積極的に行います。

③ 道路の掘り返しの抑制等

道路の掘り返しを伴う占有工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

④ 大規模事業等への先行対策の推進

大規模開発事業の施行や大規模小売店舗の立地等に際し、地域全体の交通情勢を勘案した上で、計画の段階から、駐車場の確保等、周辺交通に与える影響の軽減等について交通管理上必要な指導・提言を積極的に行います。

(2) 子どもの遊び場の確保

路上における遊びや運動による事故防止のため、路上遊びの危険について理解させ、公園など安全な場所で遊ぶよう周知を図ります。

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められた場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法・重量等の最高制限を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の強化を図るとともに、取

・工作物の設置、工事等のため道路の使用及び占用の許可に際し、適正な運用や維持管理を指導した。

また、大規模開発事業の施行や大規模小売店舗の立地等に際し、交通管理上必要な指導・提言を行った。

・幼稚園・保育園での交通安全教室において、路上遊びの危険について周知した。

・災害時及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められた場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を実施した。

締りについては警察に要請します。

【第4の柱】 道路交通秩序の維持

<略>

1 交通の指導取締りの強化等

(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた交通指導取締りを効果的に推進します。

このため、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視、シートベルト未装着等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反及び通行許可を受けていない大型車等に重点を置いた取締りの強化を推進します。

また、通学路における交通安全対策として、通学時間帯の通行車両に対する交通指導取締りを推進します。

さらに、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反者に対しての指導警告及び、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する取締りを推進します。

(2) 飲酒運転対策の強化の推進

① 取締り強化の推進

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、取締りの強化を推進します。

② 飲酒運転追放気運の高揚

飲酒運転の追放を図るためには、飲酒運転をさせない世論の形成が不可欠であることから、交通安全運動等市民が参加するあらゆる機会を捉えて広報活動を推進し、飲酒運転追放気運の醸成を図ります。

(3) 暴走族対策の強化

① 暴走族追放気運の高揚

千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例を積極的に運用します。関係機関・団体が連携の下、広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図ります。

・歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における交通指導取締りが実施されるとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反及び通行許可を受けていない大型車等に重点を置いた取締りが実施された。

また、歩道通行者に危険を及ぼす違反者に対しての指導警告及びこれに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する取締りが実施された。

・飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、広報いんざいへの掲載やチラシの回覧を依頼した。

② 暴走行為をさせない環境づくり

暴走行為を抑止するため、関係機関と連携した交通安全施設の整備を推進するとともに、交通実態に応じた交通規制を実施して、暴走行為ができない交通環境づくりを推進します。

【第5の柱】 救助・救急活動の充実

<略>

1 救助・救急体制の整備

(1) 応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命と被害を最小限にとどめるためには、現場におけるバイスタンダーにより、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当が適切に行われるようにする必要があります。

このため、各消防署において、地域住民を対象に応急手当等の知識や実技の普及を図るとともに、応急手当指導員の養成を計画的にかつ効果的に行われるよう指導します。

また、「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、広報啓発活動を積極的に推進し、救急法の普及を図ります。

(2) 救急救命士の養成・配置等の推進

① 高度な救急救命処置等を行う救急隊の運用

救急隊の運用は、救急救命士が乗車し、高度な救急救命処置資機材を装備した高規格救急車により運用します。

② 救急救命士の養成

心肺停止状態等の傷病者に対する高度な救急救命処置を実施するには、国家資格である救急救命士が必要であることから、救急隊員を計画的に救急救命士養成所等へ派遣するとともに、救急救命士有資格者の任用を推進します。

(3) 救助・救急施設の整備の推進

① 救急資機材等の整備

応急処置範囲の拡大や救急救命士の運用に伴い、救急事故現場や救急車内で有効に機能する軽量化及び堅牢性を考慮した救急資機材の整備を図ります。

・防災訓練等において、救命講習を実施するとともに、「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に広報した。

・各消防署において救急救命士を配置した。また、救命講習を実施した。

・救急、救急訓練、救助資機材を整備・充実化を図った。

② 救急訓練資機材の整備

各署において日常的に教育訓練ができるよう、シミュレーター等の高度救命用資機材をはじめ、図書、映像ソフトなど、救急訓練用資機材の充実に努めます。

③ 救助工作車の整備

救助活動のさまざまな事案に対応できる資機材を装備した救助工作車を配備しているが、今後も情勢の変化に合わせ、更新整備時には性能及び機能の向上に努めます。

④ 救助資機材の充実

救助資機材は、隊員、要救助者ともに相当の危険を伴う災害事故現場において、迅速かつ的確に救助活動を行うためのものであることから、常に機能的な救助資機材の整備に努めるとともに、多様化する救出活動に必要な高度救助用資機材の充実に努めます。

(4) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

① 救急教育訓練体制の充実

救急業務の高度化を推進するため、救急隊員はより高度な応急処置技術、知識を身につけなければなりません。特に、救急救命士においては、日進月歩の医学において、最新の知識を身に付け救急救命士としての資質を維持し、技術の向上に努める必要があります。

このため、教育訓練体制を充実し、救急医学会や研究会等への参画を積極的に推進します。

② 救助業務高度化の推進

近年、救助活動の対象は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害など特殊な災害にまで及んでいます。

このため、救助活動に関する高度な専門教育を受けた隊員の養成を図り、救助業務の高度化を推進します。

2 救急関係機関の協力関係の確保等

(1) 救急医療体制の整備推進

市内には、負傷者を搬送する救命救急センターとして、三次救急医療施設の日本医科大学千葉北総病院がありますが、高齢化社会の進行や疾病構造の変化等に伴い、病病連携や病診連携の更なる充実が求められております。

・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実を図った。

・第二次救急医療機関として印旛郡市内13病院が夜間・休日の診療に対応している。

そのためにも市民のニーズに対応した二次救急医療施設など医療供給体制の整備推進に努めます。

(2) メディカルコントロール体制の構築

救急現場から医療機関へ搬送するまでの間において、必要に応じ救急救命士が医師の指示・指導・助言を得て医行為（特定行為）を実施するなど、近年、病院前救護としての救急業務は飛躍的に高度化が図られています。

今後は、負傷者の救命率の向上とあわせ合併症発生率の低下等、予後の向上及び救急救命士を含めた救急隊員の質を確保することを目的として、継続した医師による教育体制や救急救命処置等の事後検証を含めたメディカルコントロール体制を構築します。

(3) 教育訓練協力体制の充実

救急救命士をはじめ救急隊員の高度な教育訓練を推進するためには、医師の適切な指導、助言が必要です。

このため、メディカルコントロール体制の構築とあわせ、救急隊員の病院実習の受け入れや救急隊員研修における医師の派遣など、医療機関との協力体制の充実に努めます。

【第6の柱】 被害者支援の推進

<略>

1 損害賠償の請求についての援助等

(1) 交通事故相談活動の推進

交通事故による被害者救済対策として、損害賠償問題等に関する相談に応じるため、県が実施する巡回相談を推進するとともに、相談事業の利用を促進するため、広報媒体の積極的な活用により、相談所開設の情報を広く市民に周知します。

【第7の柱】 交通事故調査・分析の充実

<略>

1 交通事故多発箇所の共同現地診断

(1) 交通事故多発箇所の共同現地診断

市内で交通事故が多発している箇所、若しくは今後、交通事故の発生が懸念される箇所について、道路管理者、警察署等の関係機関・団体と共同して現地診断を実施し、道路交

・交通事故相談日を広報いんざいや市ホームページへの掲載、チラシの配付を通じ、周知し、交通事故相談を実施した。

・交通事故が多発している箇所、若しくは今後、交通事故の発生が懸念される箇所について、道路管理者、警察署等の関係機関・団体と共同して、市内5箇所の現地診断を行い、各管理者により対策を実施した。

通環境の観点から、交通事故の発生原因の分析及び対策を検討し、各管理者が対策を実施することにより、交通事故防止を図ります。

2 交通安全施設の点検・維持の充実

市内の交通安全施設が適正に維持・機能しているか定期的に道路管理者・警察署・関係機関・団体など共同して、機能点検などを実施し、そして維持・管理・改善されることにより、交通事故防止を図ります。

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道における交通安全の施策

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ鉄道事業者や関係機関と協議し、安全対策を実施します。

・各管理者において、市内の交通安全施設が適正に維持・機能しているかパトロール等を実施した。